

○北海道迷惑行為防止条例第9条の地域及び命令に関する規則

北海道公安委員会規則第5号

平成29年3月31日

北海道迷惑行為防止条例第9条の地域及び命令に関する規則をここに公布する。

北海道迷惑行為防止条例第9条の地域及び命令に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道迷惑行為防止条例（昭和40年北海道条例第34号）第9条第2項の公安委員会規則で定める地域を定めるとともに、同条第4項の規定に基づき、同条第3項の規定による命令に関し必要な事項を定めるものとする。

(客待ち行為の禁止地域)

第2条 前条の地域は、別表のとおりとする。

(中止命令)

第3条 第1条の命令は、別記様式の中止命令書により行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、前項の命令に関し必要な事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

※ 別記様式は省略

別表（第2条関係）

- 1 札幌市中央区南1条から南5条までの西1丁目から西10丁目まで、南6条の西1丁目から西8丁目まで並びに南7条及び南8条の西1丁目から西6丁目まで
- 2 札幌市北区北23条から北26条までの西4丁目及び西5丁目並びに北23条及び北24条の西3丁目のうち商業地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域をいう。以下同じ。）
- 3 札幌市西区琴似2条1丁目並びに琴似1条の1丁目から7丁目まで及び琴似2条の2丁目から7丁目までのうち商業地域
- 4 千歳市清水町、幸町及び千代田町の1丁目から4丁目まで並びに錦町の1丁目及び2丁目のうち商業地域
- 5 小樽市稲穂の1丁目、2丁目及び3丁目1番から10番まで並びに花園1丁目並びに花園の2丁目から4丁目までのうち商業地域
- 6 室蘭市中島町1丁目の2番から23番まで及び29番から38番まで並びに中島本町1丁目4番及び中島本町2丁目8番のうち商業地域
- 7 苫小牧市錦町及び大町の1丁目及び2丁目並びに表町2丁目
- 8 函館市梁川町の18番及び19番並びに本町の7番から11番まで、23番から26番まで及び32番並びに本町の22番及び27番のうち商業地域
- 9 函館市松風町、大森町の23番から32番まで、東雲町の12番から18番まで並びに若松町の1番から6番まで、16番から20番まで及び23番から25番まで
- 10 旭川市1条通から4条通までの4丁目から8丁目まで並びに5条通から8条通までの7丁目及び8丁目
- 11 釧路市北大通及び末広町の1丁目から14丁目まで、栄町の1丁目から12丁目まで、錦町の2丁目から5丁目まで、川上町の3丁目から6丁目まで並びに黒金町の6丁目から14丁目まで
- 12 帯広市大通、西1条及び西2条の南6丁目から南12丁目まで、西3条の南6丁目から南11丁目まで並びに西4条の南6丁目から南10丁目まで
- 13 北見市山下町の1丁目、2丁目並びに3丁目の1番、2番及び5番、大通及び北1条から北7条までの西1丁目から西5丁目まで（北7条にあつては、西3丁目を除く。）並びに北8条西1丁目